

第1節 広報広聴

1 広報（広報戦略部 広報課）

(1) 広報媒体

広報さかい	タブロイド判24ページ（区広報紙3ページ含む）で毎月1日に発行している。発行部数は約41万7,000部。全戸・事業所に宅配しているほか、市政情報センターや図書館などに配架している。（点字版・声のデイジーCD版は毎月5日に発行）
堺市ホームページ	市政や暮らしに関する情報、観光情報などをホームページ上で発信している。市政に対する意見・提案も受け付けている。
S N S	LINE、Instagram、X 及びFacebookで、市政や市の行事・イベントなどの情報をタイムリーに発信している。
堺動画チャンネル	市の施策紹介や市長定例記者会見などの動画をYouTube内の「堺動画チャンネル」で配信している。
暮らしのガイドブック	市役所・区役所の窓口業務・手続き・行政サービスなどを掲載。全戸・事業所に宅配しているほか、市政情報センターや区役所の市民課、市政情報コーナーなどで、転入者や希望者に配布している。（点字版・声のデイジーCD版も発行）

(2) 報道機関との連絡調整

市の施策や行事、催しなどの情報を、報道機関を通じて発信する。また、報道機関からの取材への対応を図るため、報道機関と担当課との連絡調整を行っている。

堺市政記者クラブ加盟社（14社）

朝日新聞社 毎日新聞社 読売新聞社 産業経済新聞社 日本放送協会
日本経済新聞社 共同通信社 時事通信社 日刊工業新聞社 毎日放送
朝日放送テレビ 関西テレビ放送 読売テレビ放送 テレビ大阪

在堺記者クラブ加盟社（5社）

泉州日日新聞社 堺ジャーナル ジェイコムウエスト堺局 オニオン21共同通信 大阪湾タイムズ

2 広 聴

(1) 要望・苦情など

(広報戦略部 市政情報課、各区役所 企画総務課 (西区役所は総務課))

市に対する要望・苦情等は、広報戦略部 市政情報課をはじめ各区役所 企画総務課 (西区役所は総務課) 及び担当部署に日々寄せられている。

令和6年度において、電子メールや主な市施設に設置しているポスト等で市政への提案を受け付ける「市政への提案箱」としての件数は1,142件、団体等からの要望書の件数は21件。

なお、市政以外の要望・苦情等については、堺地区を所管する官公庁等関係機関へ対応を依頼している。

(2) 市政モニター、パブリックコメント (広報戦略部 市政情報課)

名 称	内 容	令和6年度 実施状況
市 政 モ ニ タ ー	公募により市内在住・在勤・在学の500人に市政モニターを依頼。市政の重要な課題や市民生活に関係の深い問題等に関して、アンケートを実施。	アンケート回数 2回 アンケートテーマ数 15テーマ
パブリックコメント	市の基本的な計画などを立案する過程でこれらの案の趣旨、内容などを公表し、意見募集。	実施案件数 14件 意見項目数 500件 提出人数 257人

3 市政情報（広報戦略部 市政情報課、各区役所 企画総務課 （西区役所は政策推進室））

市民の市政に対する理解と信頼を深め、効率的な行政運営に寄与することを目的とし、行政情報に関する市の中心的な窓口として、市役所高層館に市政情報センターを、また、市政情報及び地域情報の窓口として、各区役所（堺区役所を除く）に市政情報コーナーを設置している。

(1) 市政情報センター

所在地 市役所高層館3階
 延床面積 約90㎡
 開設年月日 平成3年4月1日
 所蔵資料数 約2,000点



業務内容 ○市発行の刊行物やパンフレット、電磁的記録などの資料提供
 ○市発行の有償刊行物の販売及び有料コピーサービス
 令和6年度利用状況 利用者数 13,082人、コピー枚数 27,735枚

(2) 市政情報コーナー

所在地	電話番号	延床面積	開設年月日	所蔵資料数 ※1	令和6年度利用状況		業務内容
					利用者数	コピー枚数	
中区役所1階	270-8181	約28㎡	平成4年4月1日	1,484点	6,816人	8,241枚	・行政資料、 地域情報の 提供 ・有償刊行物 の販売及び 有料コピー サービス
東区役所1階	287-8100	約35㎡	平成9年4月1日	1,219点	※2	5,282枚	
西区役所1階	275-1926	約35㎡	平成8年4月1日	1,105点	※2	6,367枚	
南区役所1階	290-1800	約54㎡	平成7年10月1日	1,618点	※2	11,018枚	
北区役所2階	258-6706	約84㎡	平成12年4月1日	1,282点	5,639人	5,122枚	
美原区役所1階	363-9311	約40㎡	平成17年2月1日	1,457点	3,780人	3,539枚	

※1 所蔵資料数には、ビデオ（VHS、DVD）を含む。また、資料点数は登録数であり、スペースの関係上、全資料は配架されていない。

※2 市政情報コーナーを無人化したため、利用者数を集計していない。

4 情報公開制度（広報戦略部 市政情報課）

堺市情報公開条例を平成15年4月1日から施行し（平成3年施行の堺市公文書公開条例を全部改正）、市が保有する情報について、市民のみでなく、誰もが閲覧及び写しの交付の請求ができるようにすることで、行政の一層の透明性の向上を図るとともに、広く市政参加を促進し、公正で開かれた市政の推進に努めている。

(1) 基本原則

- ・公開の原則
- ・個人情報の保護
- ・迅速公正な手続
- ・総合的な情報公開の推進

(2) 制度内容

① 対象公文書の範囲

公開の対象となる公文書は、「組織共用文書」（実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの）とする。また、行政の情報化・電子化の進捗に的確に対応していくため、「電磁的記録」を公開の対象とする。

② 請求権者

本市の行政活動に関心を持つ者は市民に限られるものではなく、内外に開かれた市政を推進する観点から、公開請求権者の範囲を「何人も」とする。

③ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長、議会並びに本市が設立した地方独立行政法人

④ 非公開情報

個人情報、法人等情報、非公開条件付提供情報、公共の安全・秩序維持情報、審議・検討・協議情報、事務事業執行情報、法令秘情報

⑤ 情報公開審査会の設置

制度に係る重要事項の調査審議、公文書公開請求に係る審査請求に対する審査を行う。

⑥ 運用状況

情報公開請求処理件数（令和6年度）

（単位：件）

請求件数	全部公開 A	一部公開 B	全部非公開			取下げ	公開率 ※2
			非公開	存否応答拒否 ※1	保有しない		
213	75	97	5	3	33	0	95.6%

※1 公文書の存否を明らかにできない場合

※2 公開率(%) = (A+B) / (請求件数 - 保有しない - 取下げ) × 100 (小数点2位以下四捨五入)

5 個人情報保護制度（広報戦略部 市政情報課）

デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化の観点から個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）が改正された。

これにより、民間・国・地方公共団体での個人情報の取扱いに関する規律が保護法に一元化されることとなり、保護法の地方公共団体関連規定が令和5年4月1日から施行された。

本市においては「堺市個人情報保護条例」（以下「旧条例」という。）の規定に基づき、個人情報保護制度を運用してきたが、令和5年度からは全面的に保護法の規定に基づく運用となった。

また、保護法の適正な運用を行うため、旧条例及び「堺市個人情報保護条例施行規則」を全部改正し、「堺市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「堺市個人情報の保護に関する法律施行細則」を制定した。

(1) 個人情報を適正に扱うための主なルール

① 個人情報取扱事務の届出

個人情報を取り扱う事務については、その目的、対象者の範囲、情報の項目等を届け出ることと義務付けている。

② 個人情報ファイル簿の作成・公表

1,000人以上の個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機などで検索することができるように体系的に構成したもの）について、所定の事項を記載した帳簿「個人情報ファイル簿」を作成して公表する。

③ 保有に関する制限

個人情報を保有するに当たっては、法令（条例含む。）の定める事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する。なお、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しない。

④ 安全管理措置

個人情報とは正確かつ最新の状態を保つように努め、漏えい、滅失及び毀損等のないよう適正に管理し、不要になった情報は確実かつ速やかに廃棄又は消去する。

⑤ 外部委託に関する措置

個人情報を取り扱う事務を委託するときは、受託事業者に市に準じた個人情報の保護措置を講じる。

⑥ 罰則

職員、市への派遣職員及び受託事業者等には、個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき等に適用される罰則がある。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長

(3) 開示等の請求

何人も実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする個人情報について、次の請求をすることが可能である。

- ・ 開示請求
- ・ 内容が事実でない場合の訂正請求
- ・ 保護法に違反して収集された又は利用、提供されている場合の利用停止請求

(4) 個人情報保護審議会の設置

制度に係る重要事項の調査審議、個人情報開示請求に係る審査請求に対する審査を行う。

(5) 運用状況

開示・訂正等請求処理件数（令和6年度）

（単位：件）

請求件数	全部開示 全部訂正 等 A	一部開示 一部訂正 等 B	全部不開示			取下げ	開示等の率 ※2
			不開示 不訂正等	存否応答拒否 ※1	保有しない		
150	74	62	3	0	11	0	97.8%

※1 当該個人情報の存否を明らかにできない場合

※2 開示等の率(%) = (A+B) / (請求件数 - 保有しない - 取下げ) × 100 (小数点2位以下四捨五入)